⑵1　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑵2　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⑵3　本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。

関東地方整備局港湾空港部ホームページ
「発注情報→３．公表資料→入札結果等の公表（工事案件）」
https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/07kouzi.html

⑵4　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⑵5　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

⑵6　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち空港等舗装工事の資格決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち空港等舗装工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等舗装工事における客観点数が1,050点以上であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

同種工事）

ア）航空機離着陸回数10万回／年以上※1の供用中の空港※2において、「空港土木施設」※3を施工した工事

イ）表層面積40,000㎡以上のアスファルト舗装工を施工した工事

※１　航空機離着陸回数10万回／年以上とは、工事実績のある当該年の年間離着陸回数とする。ただし、令和２年以降の工事実績においては、令和元年の航空機離着陸回数とする。

※２　空港とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。なお、法附則第二条第一項の法令で定める飛行場（共用空港）は含まれるものとする。

※３　空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯・置場、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事）

ア）供用中の空港※2において、「空港土木施設」※3を施工した工事

イ）アスファルト舗装工を施工した工事

※２　空港とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。なお、法附則第二条第一項の法令で定める飛行場（共用空港）は含まれるものとする。

※３　空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯・置場、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法第65条第１項又は第２項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１項第１号又は第２号の規定による育児休業及び介護休業（以下、「産前・産後休業等」という。）を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

同種工事）

ア）供用中の空港※2において、「空港土木施設」※3を施工した工事

イ）アスファルト舗装工を施工した工事

※２　空港とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。なお、法附則第二条第一項の法令で定める飛行場（共用空港）は含まれるものとする。

※３　空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯・置場、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件工事でも良いものとするが、全ての実績を有すること。

また、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。